基本チェックリストについて

平成29年1月12日

(1) 新規申請者の相談・申請窓口について(*別紙フローチャートを参照)

相談や申請の窓口は、「市役所高齢者福祉課」及び「高齢者あんしん相談センター 5カ所(以下「包括」)」となります。平成29年4月以降は、この窓口において、

- ①明らかに要介護状態である、又は予防給付に該当するサービスを希望している場合 は、認定申請の手続きを行います。
- ②サロン等の地域での通いの場を探している等、一般介護予防事業のみを希望する場合は、健康増進センターに相談してもらうようにつなぎます。
- ③上記以外の場合は、受付シートを活用し、相談者の状況により、基本チェックリストの実施か、認定申請の受付かを判断します。

(2) 基本チェックリストについて

①基本チェックリストの有効期間

- ○事業対象者としての有効開始日・・・基本チェックリスト実施日 *認定期間が残っている方については、認定期間満了後から有効となります。
- ○事業対象者としての認定有効期間
 - ・・・有効期間は設定しませんが、実施から1年を経過するごとに、再度、基本チェックリストを実施し、ケアマネジメントを行い、ケアプランを提出します。

②基本チェックリストの実施における注意点

基本チェックリストは原則として**利用希望者本人に記入**していただきますので、相談窓口に本人がいない場合には、後日、担当包括の訪問等により本人に記入していただくことになります。

③基本チェックリスト実施後

基本チェックリストにより事業対象者となった場合は、包括によるケアマネジメントを行い、ケアプラン作成後サービスを利用します。

(3) 更新者への更新案内について

- A:要介護者 → 変更なし (満了のお知らせ・申請書・事前質問書)
- B:要支援者(2か月前の給付管理でサービス利用の有無を確認)
 - ア) サービス利用あり
 - →追加あり(総合事業案内・満了のお知らせ・申請書・事前質問書)
 - イ)サービス利用なし
 - →変更あり(総合事業案内・満了のお知らせ)
 - →相談者の状況等を聴き取り、必要に応じて基本チェックリストを実施